

土壤汚染調査業務（旧徳島事務センター）【四国】

仕様書

日本年金機構会計・資産管理部

令和8年1月

## ＜土壤汚染概況調査業務（フェーズ2.0 表土）＞

### 1 業務内容

- (1) 機構担当者が指図する土地について、自主的に行う位置づけとして、土壤汚染対策法に準拠した「土壤概況調査」を実施する。
- (2) 試料採取箇所については、事前に機構担当者と打ち合わせのうえ、縦横30mの範囲内に原則5箇所を設定し、当該各箇所から採取した試料を混合したものを1検体とする。試料採取箇所については、別添（掘削範囲図）に表示する。

なお、採取箇所は管理者立会いの下で埋設配管が無いことを確認の上、決定する。また、建屋内等作業が困難な場所については、管理者と協議の上、適時試料採取箇所を同区画内で移動することとする。
- (3) 分析調査項目は、次のとおりとする。
  - a 第一種特定有害物質として土壤ガス分析調査
  - b 第二種特定有害物質の溶出量及び含有量調査
  - c 第三種特定有害物質の溶出量調査
  - d ダイオキシン類の含有量調査（※個別に指定した場所に適用）
  - e 油分判定（油臭及び油膜）（※個別に指定した場所に適用）

### 2 業務完了期限

令和8年5月29日

### 3 調査対象（土地）（※地番）

・徳島県徳島市南田宮2丁目22番1（面積：1820.95 m<sup>2</sup>）

### 4 所管部署（連絡先）

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ

住所：〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-5344-1100（内線6358）

FAX：03-6892-7993

担当：井齋・樋口

### 5 特記事項

- (1) 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関（環境省）であること。

なお、入札書提出時には、当該指定調査機関であることの証明も併せて提出すること。

- (2) 主任技術者及び担当技術者の配置及び資格要件

- ① 主任技術者については、1名配置すること。なお、配置する技術者は、土壤汚染調査技術管理者の資格を有すること。また、次の資格を有することが望ましい。
    - ・技術土環境部門
    - ・土壤環境監理士
  - ② 担当技術者は、1名以上配置すること。なお、配置する技術者は、土壤汚染調査技術管理者資格を有すること。また、次の資格を有することが望ましい。
    - ・土壤環境監理士
  - ③ 主任技術者は担当技術者を兼ねることが出来ない。
- (3) 業務計画書の作成  
本業務遂行にあたっての方針や作業スケジュールを記載した業務計画を立案・作成する。  
業務計画等の策定後は、調査を開始する5日前までに「4 所管部署」に速やかに計画書を提出すること。  
なお、当該計画書には、配置する主任技術者及び担当技術者の氏名及び資格並びにその資格要件を証明する証明書の写しを添付すること。

## 6 業務完了報告書の提出

- (1) 業務完了報告書を業務完了期限までに提出する。
- (2) 業務完了報告書と併せて、別紙1「土壤汚染概況調査報告書」、別紙2「土壤汚染概況調査票」及び別紙3「土地概況調査票」を作成し、業務完了期限までに提出する。別紙1「土壤汚染概況調査報告書」には、社名を記名のうえ、社印を押印する。
- (3) 別紙1「土壤汚染概況調査報告書」には、各種調査ごとに次の資料を添付する。
  - ① 調査地案内図
  - ② 試料採取箇所を表示した調査物件図面（測量図等）
  - ③ 土壤汚染が認められる場合には、土壤汚染対策法に準拠する「平面範囲調査」や「詳細調査」を実施した場合の調査内容、数量及び概算金額見積書
- (4) 納品
  - ① 納品物  
紙媒体3部、及びPDFファイル（CDデータ）
  - ② 納品先  
「4 所管部署」

## 7 第三者への委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は受託業務における総合的な企画及び判断

並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託することは不可とする。

- (2) 受託者が受託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した「再委託に係る承認申請書」を「4 所管部署」に提出し、日本年金機構の承認を受けること。
- (3) 再委託の相手方からさらに第三者に委託を行うことは不可とする。
- (4) 第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (5) 受託者は、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、日本年金機構に報告し、承認を受けること。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、受託事業者は常に使用器具等の整理整頓を行うとともに、災害事故の予防対策について、万全を期さなければならない。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、設備またはその他の備品等に損傷を与えるよう注意をし、万一損傷を与えた場合には、直ちに「4 所管部署」に報告するとともに受託事業者の負担において速やかに修復を行うこと。
- (3) 受託事業者は、上記5(3)により作成した業務計画書（案）に基づき、「4 所管部署」と業務開始前に業務打合せを行うこと。
- (4) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、業務日時、業務内容、業務者氏名、立ち入り場所、使用車両の車種を記載した業務届（様式は任意）を業務日の前日までに提出し承認を受けること。
- (5) 受託事業者は、本業務の実施に当たり、業務上知り得た情報について、委託期間のみならず、委託期間終了後においても第三者に漏洩しないこと。
- (6) 本業務に必要な材料、器具及び消耗品は、受託事業者の負担とする。
- (7) 本業務を実施するに当たり、疑義が生じたときは、「4 所管部署」と協議のうえ決定すること。
- (8) 本業務を実施する際には、受託事業者は業務のために立ち入りを許可された場所以外への無断立ち入りをしてはならない。
- (9) 本業務に関わる受託事業者は、必ず身分証明書を携帯し、日本年金機構関係者から要求があった場合は提示しなければならない。
- (10) 本業務の実施内容の不備に起因して発生した事故等については、受託事業者の責任とし、損害が発生した場合は、受託事業者の負担により速やかに復旧を行うこと。
- (11) 本業務の積算にあたっては、法定福利費を含め本業務に要する一切の費用を見込むこと。
- (12) 業務実施に当たっての留意事項  
「土壤汚染概況調査報告書」「土壤汚染概況調査票」について、個人情報を記載する場合、開示することに承諾を得たうえで作成すること。

(13) 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年1月28日（水）16時00分までに「質問書」（任意様式）を郵送またはFAXにより、「4 所管部署」宛てに提出すること（FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和8年2月4日（水）18時00分までに機構ホームページに掲載予定。

(表紙)

令和〇〇年〇月〇日

日本年金機構 理事長代理人  
会計・資産管理部長 岡部 太 殿

会社名  
代表者名

(印)

土壤汚染概況調査報告書

調査場所 徳島県徳島市南田宮2丁目22番1

(記載例)

令和〇〇年〇月〇日

## 土壤汚染概況調査報告書

## 1. 調査概要

- (1) 調査件名 土壤汚染調査業務（旧徳島事務センター）【四国】
- (2) 調査場所 徳島県徳島市南田宮2丁目22番1  
(調査地案内図及び図1-1調査位置図参照)
- (3) 調査期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 調査内容：①土壤ガス調査：●箇所、②表層土壤調査：●箇所  
(表1-1調査数量表参照)
- (5) 調査目的 土壤汚染対策法に準拠する「土壤汚染概況調査」を実施し、土壤汚染状況を調査するため
- (6) 委託者 日本年金機構
- (7) 受託・施工者<土壤汚染対策法に基づく指定機関による指定番号も記載>
- (8) 準拠する法令・条例等<本調査に係る関連法令等について具体的に記載>

## 2. 調査方法

- (1) 調査の位置付け<本調査の位置付けについて概要を記載>

(例)

本土壤汚染調査は、土地の売買や環境管理の一環として自主的に調査するものであるが、土壤汚染対策法に準拠する。

一般的に、調査は、土壤汚染資料等調査、土壤汚染概況調査、土壤汚染詳細調査というように段階ごとに実施されるが、本調査は、土壤汚染概況調査に相当するものであり、土地履歴調査(H●.●.●)における「土壤汚染が存在する可能性は否定出来ない」との調査結果を受け、本調査を実施するものである。

- (2) 調査対象物質

&lt;調査対象とする物質及びその根拠について記載&gt;

- (3) 土壤ガス調査

&lt;実施した土壤ガス調査について、調査方法を具体的に明記するとともに、その概要を図示する&gt;

&lt;図示&gt;

図2-1 土壤ガス調査の概要

- (4) 土壤調査

&lt;実施した土壤調査について、調査方法を具体的に明記するとともに、その概要を図示する&gt;

&lt;図示&gt;

図2-2 土壤調査の概要図

&lt;図示&gt;

図2-3 ダイオキシン類土壤採取の概要図

## 3. 調査結果

- (1) 土壤ガス調査

＜実施した土壤ガスの分析結果を一覧表に判定（指定）基準値と対比する形式で明記するとともに、判定結果をその理由も併せて明確に記載する＞

(2) 土壤調査

＜実施した土壤の分析結果を一覧表に判定（指定）基準値と対比する形式で明記するとともに、判定結果をその理由も併せて明確に記載する＞

以上

＜添付資料＞

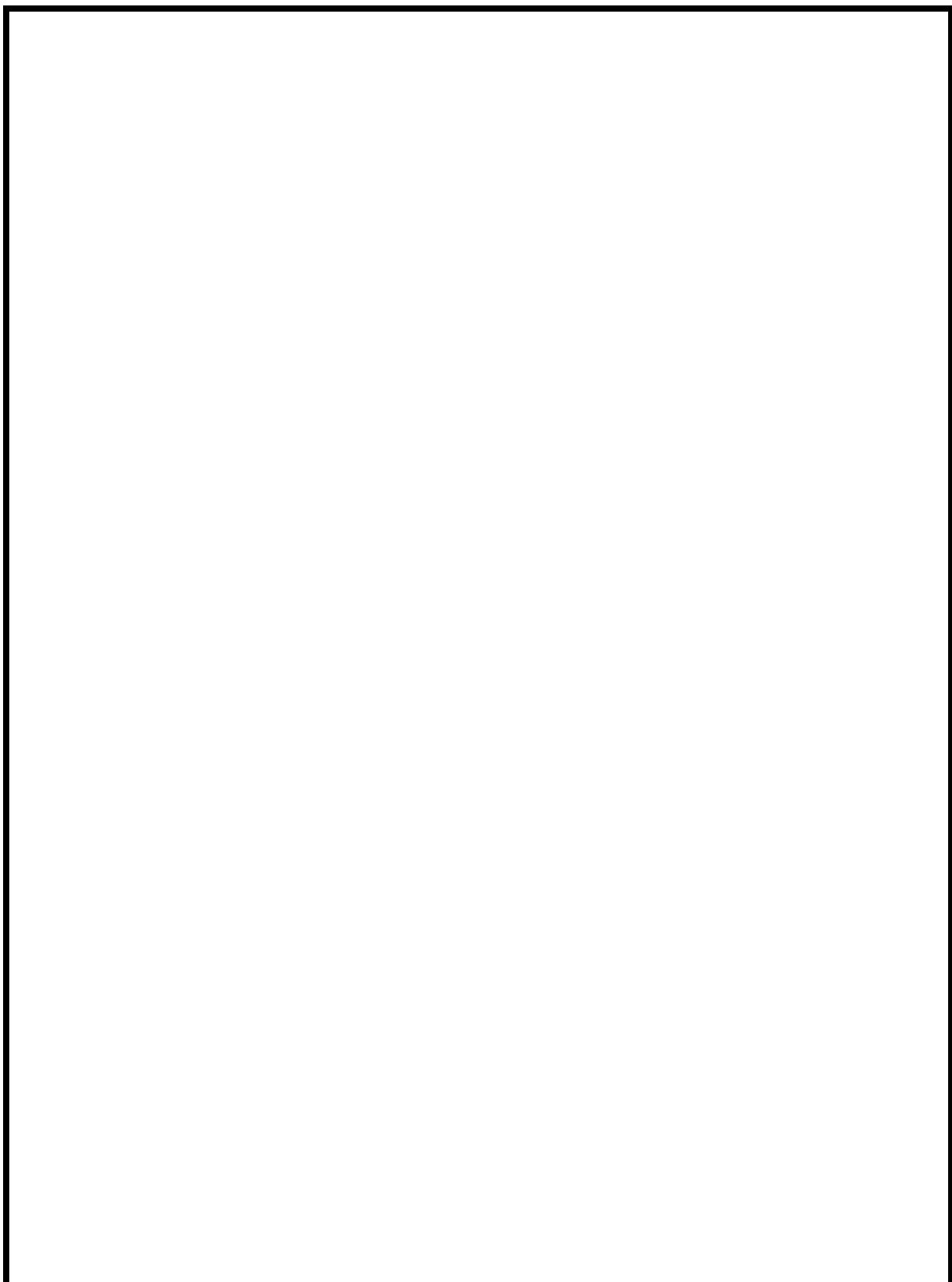
土壤ガス採取記録表

土壤ガス分析結果報告書

土壤採取記録表

土壤分析計量証明書(溶出量・含有量)

調査記録写真集



尺度:1/10,000

調査地案内図

(例)

表1-1 調査数量表

調査区分	試料採取(箇所)	分析検体(検体)	対象物質
土壤ガス調査	1	1	第一種特定有害物質(12物質)
表層土壤調査	5	1	第二種特定有害物質(9物質、アルキル水銀) 第三種特定有害物質(5物質) ダイオキシン類

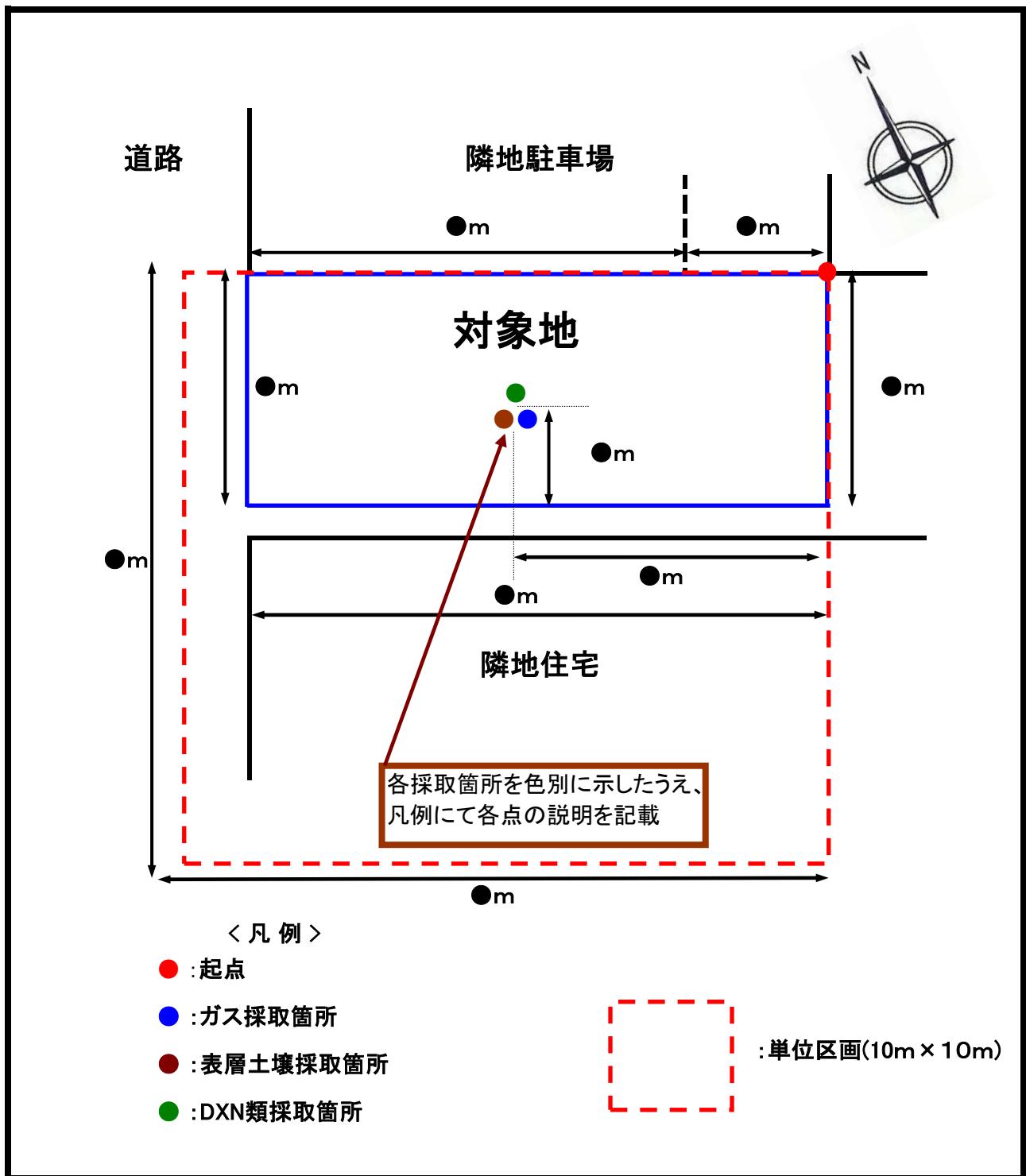


図1-1 調査位置図

## 土壤汚染概況調査票

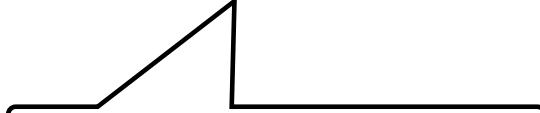
調査実施	●●●●株式会社		指定調査機関: 環●●●●-●-●●、●●府●●-●	
所在地				
調査内容	(1) 土壤ガス調査: ●箇所、●検体      (2) 表層土壤調査: ●箇所、●検体			
調査期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	地積
土壤ガス調査結果	(例) 対象物質すべて判断基準に適合する結果を得た。従って、土壤汚染は無いと判定する。			
	 土壤汚染の有無及びその根拠を記載			
表層土壤調査結果	(例) 対象物質すべて判断基準に適合する結果を得た。従って、土壤汚染は無いと判定する。			
	 土壤汚染の有無及びその根拠を記載			
対象の土壤汚染:		有	無	
基準値超過物質:				
四塩化炭素	カドミウム及びその化合物	シマジン		
1.2-ジクロロエタン	六価クロム化合物	チオベンカルブ		
1.1-ジクロロエチレン	シアノ化合物	チウラム		
シス-1.2-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
1.3-ジクロロプロペン	アルキル水銀	有機リン化合物		
ジクロロメタン	セレン及びその化合物			
テトラクロロエチレン	鉛及びその化合物			
1.1.2-トリクロロエタン	砒素及びその化合物			
1.1.1-トリクロロエタン	ふつ素及びその化合物	油臭・油膜		
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物	ダイオキシン類		
クロロエチレン				
ベンゼン				
土壤汚染詳細調査:		要	不要	
総評	(例) 対象地に土壤汚染は無いと判定する。従って、土壤汚染詳細調査の実施は不要と考えます。			
	 上段の要又は不要にチェックをしたうえ、当欄にその根拠等を記載			

表2-1 調査対象物質及び基準値

区分	分類	項目	判定基準 (vol ppm)		調査区分
揮発性有機化合物	第一種特定有害物質	四塩化炭素			土壤ガス調査
		1,2-ジクロロエタン			
		1,1-ジクロロエチレン			
		シス-1,2-ジクロロエチレン			
		1,3-ジクロロプロペン			
		ジクロロメタン			
		テトラクロロエチレン			
		1,1,1-トリクロロエタン			
		1,1,2-トリクロロエタン			
		トリクロロエチレン			
		クロロエチレン			
		ベンゼン			
区分	分類	項目	指定基準		調査区分
重金属等	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物			表層土壤調査
		六価クロム化合物			
		シアノ化合物			
		水銀及びその化合物			
		アルキル水銀			
		セレン及びその化合物			
		鉛及びその化合物			
		砒素及びその化合物			
		ふつ素及びその化合物			
		ほう素及びその化合物			
農薬等	第三種特定有害物質	シマジン			
		チオベンカルブ			
		チウラム			
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)			
		有機リン化合物			
		ダイオキシン類			

## 油臭評価

段階	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

## 油膜判断

判定	内容
なし	確認されない 油膜が確認される場合
あり	黒色又は白色の油滴の浮遊、光の干渉による干渉縞の形成又は鈍い銀白色の輝きが視認された場合

## 土 地 概 況 調 査 票

調査担当者等: 所属	職名	氏名	印	
所 在 地:				
公的 資料 調査	水質汚濁防止法・下水道法の 特定施設	該当・非該当(物質名 )		
		その他参考事項		
		(注)書類の保存期限後で破棄されている場合は、その旨記載。		
	水質汚濁防止法の常時監視結果の 公表内容			
地方公共団体の関係条例及び指導要綱等の名称及び内容、その他参考事項				
都市 計 画 等	都市計画	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外
	用途地域	第一種住居 地域	<input type="checkbox"/> 指定なし	建ぺい率／容積率(%) /
	その他法令上の制限	<input type="checkbox"/> 有 (日影規制 ) <input type="checkbox"/> 無		
	都市計画事業等	<input type="checkbox"/> 有 (仮換地指定等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)		
	道路の状況等	建築基準法第42条第1項第 号 その他( ) <input type="checkbox"/> 無		

(注) 1. その他法令上の制限欄は、特別用途地区、高度地区、風致地区、緑地指定等、地区名と規制の内容

等を簡記する。

2. 道路の状況欄は、都市計画道路や接面道路の拡幅計画等にも留意する。

## 掘削範囲図

